

委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 名	広島市立広島市民病院臨床特殊検査業務（単価契約）
履 行 場 所	1 広島市中区基町7番33号 広島市立広島市民病院 2 広島市安佐南区伴南一丁目39番1号 広島市立リハビリテーション病院
契 約 期 間	契約締結の日から令和11年3月31日まで
履 行 期 間	令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
委託契約金額	別紙記載単価のとおり
支 払 方 法 等	広島市立病院機構委託契約約款のとおり。
契 約 保 証 金	
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構委託契約約款のとおり。
特 約 条 項	1 契約保証金、違約金等の算定基礎となる契約金額予定総額は、 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相 当額 金 円）とする。 2 契約締結の日から令和7年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。
適用除外事項	なし
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町7番33号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

受注者

別表（契約単価）

番号	項目コード	項目名	単価（税込）	うち消費税及び 地方消費税相当額
1		成長ホルモン (GH)		
2		IGF- I （ソマトメジンC）		
3		黄体形成ホルモン (LH)		
4		プロラクチン		
5		抗利尿ホルモン (AVP)		
6		トリヨードサイロニン（T3）		
7		サイロキシン (T4)		
8		TBG定量		
9		サイログロブリン		
10		抗サイログロブリン抗体		
11		抗甲状腺ペロキシターゼ抗体		
12		TSH刺激性レセプター抗体（TSAB）		
13		ホルPTH		
14		副甲状腺ホルモン関連蛋白		
15		カルシトニン		
16		カテコールアミン3分画		
17		尿中カテコールアミン3分画		
18		VMA		
19		尿中VMA		
20		HVA		
21		尿中HVA		
22		メタネフリン総（尿）		
23		メタネフリン2分画		
24		5-HIAA		
25		尿中5-HIAA		
26		血中11-OHCS		
27		尿中コルチゾール		
28		アルドステロン		
29		尿中アルドステロン		
30		DHEA - S		
31		プロゲステロン		
32		テストステロン		
33		絨毛性ゴナドトロピン (HCG)		
34		血中遊離HCG-β		
35		グルカゴン (IRG)		
36		ガストリン		
37		HANP		
38		BNP		
39		レニン活性 (PRA)		
40		レニン定量 (活性型)		
41		サイクリックAMP		
42		肝細胞増殖因子 (HGF)		
43		エリスロポエチン		
44		血清抗P53抗体		
45		DUPAN-2		
46		SPAN-1		
47		NCC-ST-439		
48		シアルLEX-I抗原 (SLX)		
49		CA72-4		

50		シアルTN抗原 (STN)		
51		NSE (神経特異エノラーゼ)		
52		塩基性フエトプ ロテイン(BFP)		
53		5-S-システニルト ーハ (5-S-CD)		
54		アデ ノウイルス (CF)		
55		アデ ノウイルス 7型 (NT)		
56		アデ ノウイルス 11型 (NT)		
57		アデ ノウイルス 21型 (NT)		
58		インフルエンサ ウイルス A型 (HI)		
59		インフルエンサ ウイルス B型 (HI)		
60		ハ ラインフルエンサ ウイルス 1型 (HI)		
61		ハ ラインフルエンサ ウイルス 2型 (HI)		
62		ハ ラインフルエンサ ウイルス 3型 (HI)		
63		エコー ウイルス 1型 (NT)		
64		エコー ウイルス 3型 (NT)		
65		エコー ウイルス 4型 (NT)		
66		エコー ウイルス 6型 (NT)		
67		エコー ウイルス 9型 (NT)		
68		エコー ウイルス 11型 (NT)		
69		エコー ウイルス 22型 (NT)		
70		コクサツキー ウイルス A群2型 (NT)		
71		コクサツキー ウイルス A群3型 (NT)		
72		コクサツキー ウイルス A群4型 (NT)		
73		コクサツキー ウイルス A群6型 (NT)		
74		コクサツキー ウイルス A群9型 (NT)		
75		コクサツキー ウイルス A群10型 (NT)		
76		コクサツキー ウイルス A群16型 (NT)		
77		コクサツキー ウイルス B群1型 (NT)		
78		コクサツキー ウイルス B群1型 (CF)		
79		コクサツキー ウイルス B群2型 (NT)		
80		コクサツキー ウイルス B群2型 (CF)		
81		コクサツキー ウイルス B群3型 (NT)		
82		コクサツキー ウイルス B群3型 (CF)		
83		コクサツキー ウイルス B群4型 (NT)		
84		コクサツキー ウイルス B群4型 (CF)		
85		コクサツキー ウイルス B群5型 (NT)		
86		コクサツキー ウイルス B群5型 (CF)		
87		コクサツキー ウイルス B群6型 (NT)		
88		コクサツキー ウイルス B群6型 (CF)		
89		ムンブ ス ウイルス IGM (EIA)		
90		ムンブ ス ウイルス IGG (EIA)		
91		麻疹ウイルス IGM (EIA)		
92		麻疹ウイルス IGG (EIA)		
93		麻疹ウイルス (NT)		
94		風疹ウイルス IGM (EIA)		
95		風疹ウイルス IGG (EIA)		
96		ヒトハ ルボ ウイルスB19 IGM (EIA)		
97		ヒトハ ルボ ウイルスB19 IGG (EIA)		
98		水痘. 帯状疱疹ウイルスIGM(EIA)		
99		水痘. 帯状疱疹ウイルスIGG(EIA)		
100		水痘. 帯状疱疹ウイルス(CF)		
101		単純ヘルペ ス ウイルス IGM (EIA)		

102	単純ヘルペスウイルス IGG (EIA)		
103	単純ヘルペスウイルス 1型 (NT)		
104	単純ヘルペスウイルス 2型 (NT)		
105	単純ヘルペスウイルス (CF)		
106	サイトメガロウイルス IGM (EIA)		
107	サイトメガロウイルス IGG (EIA)		
108	サイトメガロウイルス (CF)		
109	EBウイルス 抗EA IGG (EIA)		
110	EBウイルス 抗VCA IGM (EIA)		
111	EBウイルス 抗VCA IGG (EIA)		
112	EBウイルス 抗EBNA IGG (EIA)		
113	EBウイルス 抗EA-DR IGG (FA)		
114	EBウイルス 抗VCA IGM (FA)		
115	EBウイルス 抗VCA IGG (FA)		
116	EBウイルス 抗EBNA (FA)		
117	EBウイルス 抗VCA IGA (FA)		
118	EBウイルス 抗EA-DR IGA (FA)		
119	水痘・帯状疱疹ウイルスDNA 定性		
120	単純ヘルペスウイルスDNA定量		
121	単純ヘルペスウイルスDNA 定性		
122	単純ヘルペスウイルス 特異抗原(FA)		
123	ヒトヘルペスウイルス6型DNA 定性		
124	サイトメガロウイルスDNA定量		
125	サイトメガロウイルスDNA 定性		
126	サイトメガロウイルスPP65抗原C10, C11		
127	サイトメガロウイルスPP65抗原 C7-HRP		
128	HPVシエノタイプ 判定		
129	HTLV-Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ Ⅶ Ⅷ Ⅸ Ⅹ Ⅺ Ⅻ Ⅼ Ⅽ Ⅾ Ⅿ DNA (クロナリテイ)		
130	HIV-1抗体 (WB)		
131	HIV-2抗体 (WB)		
132	HA抗体		
133	IGM-HA抗体		
134	IGM-HBC抗体		
135	HBVゲノタイプ (EIA)		
136	HBCRAG		
137	HCV抗体(第3世代)		
138	HCV群別(クローニング)		
139	HCV抗原(コア蛋白質)		
140	HCV RNA定量(リアルタイムPCR)		
141	ツツガムシ キリウム IGG (FA)		
142	ツツガムシ キリウム IGM (FA)		
143	ツツガムシ カトー IGG (FA)		
144	ツツガムシ カトー IGM (FA)		
145	ツツガムシ カーブ IGG (FA)		
146	ツツガムシ カーブ IGM (FA)		
147	オーム病クラミトフィラ(クラミジアシツタシ)		
148	クラミトフィラ(クラミジア)ニューモニエ IGG		
149	クラミトフィラ(クラミジア)ニューモニエ IGA		
150	クラミトフィラ(クラミジア)ニューモニエ IGM		
151	マイコプラズマニューモニエDNA (LAMP)		
152	淋菌 クラミジアトラコマチス同時同定		
153	クラミジア トロコマチスDNA		

154		淋菌DNA		
155		結核菌特異的IFN- γ ELISPOT		
156		P. カニ (P. JIROVECI) DNA (PCR)		
157		寒冷凝集反応		
158		抗ストレプトリジン-O 抗体 (ASO)		
159		便中ヘリコバクター・ピロリ抗原		
160		抗H.ピロリIGG抗体 (EIA)		
161		エンテロトキシン定量		
162		カンジダ抗原 (LA)		
163		トリコスポロン・アサヒ抗体		
164		クリプトコックス ネオホルマンズ抗原		
165		アスペルギルス抗原		
166		アスペルギルス抗体		
167		百日咳抗体 (EIA)		
168		トキソプラスマ IGG抗体		
169		トキソプラスマ IGM抗体		
170		梅毒定量 RPR法		
171		梅毒定量 TPHA		
172		抗シリン化ペプチド (CCP) 抗体		
173		抗ガラクトース欠損IGG抗体		
174		IGG型リウマチ因子		
175		抗核抗体 (ANA) FA		
176		抗DNA抗体 (RIA)		
177		抗SS-DNA IGG抗体 (ELISA)		
178		抗DS-DNA IGG抗体 (ELISA)		
179		ループスアンチコアグulant (DRVVT)		
180		抗カルジオリピン・ β 2GP I 抗体		
181		抗カルジオリピン抗体 (IGG)		
182		抗RNP抗体		
183		抗SM抗体		
184		抗SS-A/Ro抗体		
185		抗SS-B/La抗体		
186		抗SCL-70抗体		
187		抗RNAポリメラーゼ III 抗体		
188		抗ARS抗体		
189		抗JO-1抗体		
190		抗MDA5抗体		
191		抗セントロマー抗体 (ELISA)		
192		抗ミトコンドリア抗体		
193		抗LKM-1抗体		
194		抗平滑筋抗体		
195		PR3-ANCA		
196		MPO-ANCA		
197		抗GBM抗体		
198		免疫複合体 (モノクローナルRF)		
199		抗胃壁細胞抗体		
200		抗内因子抗体		
201		抗デスモグレイン1抗体		
202		抗デスモグレイン3抗体		
203		抗BP180抗体		
204		抗血小板抗体		
205		PAIGG (血小板関連IGG)		

206		HIT抗体		
207		抗アセチルコリンレセプター抗体		
208		抗筋特異的アチンキナーゼ抗体		
209		免疫電気泳動(抗ヒト全血清)		
210		免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比		
211		IGG		
212		IGA		
213		IGM		
214		クリオグロブリン定性		
215		C1インアクチベーター活性		
216		α1-マイクログロブリン		
217		α1アンチトリプシン		
218		ハプトグロビン		
219		セルブラスミン		
220		トランスフェリン		
221		尿中トランスフェリン		
222		尿中トランスフェリン(クレアチニン換算値)		
223		シスタチン C		
224		ミオグロビン		
225		M2BPGI		
226		IV型コラーゲン		
227		IV型コラーゲン・7S		
228		肺サーファクタント プロテインD (SP-D)		
229		肺サーファクタント プロテインA (SP-A)		
230		NTX		
231		デオキシリボニン		
232		I CTP		
233		IGE(非特異的IGE)		
234		特異的IGE(MAST 36 アレルゲン)		
235		特異的IGE(C-PAC16)小児用		
236		特異的IGE(C-PAC16)皮膚炎用		
237		特異的IGE(C-PAC16)鼻炎喘息		
238		特異的IGE(C-PAC5)除去食用		
239		TARC (TH2ケモカイン)		
240		アルブミン定量		
241		リパーゼ		
242		アミラーゼアイソザイム		
243		トリプシン		
244		エラスターゼ 1		
245		リゾチーム		
246		CPKアイソザイム		
247		アルトラーゼ		
248		LDHアイソザイム		
249		骨型アルカリフォスファターゼ (BAP)		
250		ALPアイソザイム		
251		アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)		
252		アデノシンデアミナーゼ (ADA)		
253		クレアチン		
254		尿酸(UA)		
255		血中アミノ酸分析(39種類)		
256		アミノ酸分析 9種類(LC/MS)		
257		総ホモシステイン		

258		1, 5AG		
259		ヒアルロン酸		
260		胸水中ヒアルロン酸		
261		乳酸		
262		ヒ°ルビ°ン酸		
263		有機酸スクリーニング°検査		
264		リン脂質		
265		レムナント様リボ°蛋白(RLP)コレステロール		
266		極長鎖脂肪酸		
267		総胆汁酸		
268		リボ°蛋白分画		
269		コレステロール分画		
270		リボ°フ°ロテイン(A)		
271		アボ°リボ°蛋白 A-Ⅰ		
272		アボ°リボ°蛋白 A-Ⅱ		
273		アボ°リボ°蛋白 B		
274		アボ°リボ°蛋白 E		
275		ヒ°タミンB1		
276		ヒ°タミンB2		
277		ヒ°タミンB6		
278		ヒ°タミンC (アスコルビ°ン酸)		
279		1, 25-(OH) 2ヒ°タミンD		
280		ヒ°タミンE		
281		葉酸		
282		カルニチン分画		
283		P(無機リン)		
284		総鉄結合能(TIBC)		
285		不飽和鉄結合能(UIBC)		
286		CU(銅)		
287		CU(尿中銅)		
288		δ-アミノレブ°リン酸 (δ ALA)		
289		血中鉛(PB)		
290		マンガン		
291		結石分析(成分比率)		
292		エタノール		
293		ネオフ°テリン		
294		TRACP-5B		
295		テ°オキシヒ°リシ°ニン(骨粗鬆症)		
296		TOTAL P1NP		
297		β-トロンボ°グ°ロフ°リン (β-TG)		
298		血小板第4因子(PF-4)		
299		凝固活性 第Ⅱ因子(F2)		
300		凝固活性 第Ⅴ因子(F5)		
301		凝固活性 第Ⅶ因子(F7)		
302		凝固活性 第Ⅷ因子(F8)		
303		凝固活性 第Ⅸ因子(F9)		
304		凝固活性 第Ⅹ因子(F10)		
305		凝固活性 第ⅩⅠ因子(F11)		
306		凝固活性 第ⅩⅡ因子(F12)		
307		凝固活性 第ⅩⅢ因子(F13)		
308		凝固抑制 第Ⅷ(8)因子		
309		凝固抑制 第Ⅸ(9)因子		

310		フオン・ウイルブ ^{ラント} 因子抗原定量		
311		フオン・ウイルブ ^{ラント} 因子活性		
312		プ ^ラ スミノ ^ー ゲン		
313		アンチプ ^ラ スミン		
314		アンチトロンビ ^ン Ⅲ (活性)		
315		可溶性フィブ ^{リン} モノマー複合体SFMC		
316		フィブ ^{リン} モノマー複合体定量		
317		α 2PI ^ブ ラスミン複合体 (PIC)		
318		プ ^ロ トロンビ ^ン フラグ ^{メント} F1+2		
319		プ ^ロ テインC (抗原量)		
320		プ ^ロ テインC活性		
321		プ ^ロ テインS抗原量 (トータル)		
322		プ ^ロ テインS活性		
323		プ ^ロ テインS抗原量 (フリー)		
324		トータルPAI-1 (TPA PAI-1複合体)		
325		トロンボ ^{モジ} ュリン		
326		プ ^リ ミ ^ン		
327		エトスクシミ ^ト		
328		クロナセ ^ハ ム		
329		ニトラセ ^ハ ム		
330		クロハ ^サ ム		
331		レハ ^チ ラセタム		
332		ラモトリキ ^ン		
333		カ ^ハ ヘ ^ン チン		
334		トヒ ^ラ マート		
335		リチウム		
336		ジ ^コ ギシン		
337		ジ ^ソ ヒ ^ラ ミ ^ト		
338		メキシレチン		
339		ヒ ^ル シカイニ ^ト		
340		シベンゾ ^リ ン		
341		フレカイニ ^ト		
342		アプ ^{リン} ジ ^ン		
343		アミオタ ^ロ ン		
344		ベ ^プ リシ ^ル		
345		ゲンタマイシン		
346		アミカシン		
347		テイコフ ^ラ ニン		
348		ホ ^リ コナゾ ^{ール}		
349		アセトアミノフェン		
350		シクロスホ ^リ ン		
351		IGA-HEV抗体 (定性)		
352		先天異常染色体 G-BANDING		
353		18染色体 (FISH)		
354		21染色体 (FISH)		
355		染色体SKY (先天異常) (FISH)		
356		5染色体 (ツス症候群)		
357		7染色体 (ウィリアムズ症候群) FISH		
358		15染色体 (プ ^ラ ター-ウィリ症候群)		
359		17染色体 (ミラー ^テ ィカ-症候群)		
360		22染色体 (22Q11欠失) (FISH)		
361		Y染色体 (SRY) (FISH)		

362		好中球BCR-ABL1 T(9 ; 22) (F)		
363		BCR-ABL1 T(9 ; 22)転座 FISH		
364		TP53 DEL(17)短腕欠失(FISH)		
365		FIP1L1-PDGfra 4Q12欠失FISH		
366		IGH-CCND1 T(11 ; 14)FISH		
367		IGH-BCL2 T(14 ; 18)転座FISH		
368		IGH-FGFR3 T(4 ; 14)転座FISH		
369		MYC 8Q24転座		
370		BIRC3-MALT1 T(11 ; 18)FISH		
371		MINOR BCR-ABL1 MRNA定量		
372		WT1 MRNA定量		
373		BRAF V600変異解析(PCR)		
374		EGFR変異解析 V2.0		
375		ジストロフィンDNA		
376		HTT遺伝子CAG反復配列解析		
377		AR遺伝子CAG反復配列解析		
378		福山型筋ジストロフィー-DNA挿入		
379		UGT1A1遺伝子多型解析		
380		HLA-A, B(血清対応型タイピング)		
381		HLA-DR(血清対応型タイピング)		
382		HLA-B (DNAタイピング)		
383		B細胞表面免疫 グロブリン IGG		
384		B細胞表面免疫 グロブリン IGA		
385		B細胞表面免疫 グロブリン IGM		
386		B細胞表面免疫 グロブリン IGD		
387		TWO-COLOR CD4/CD8		
388		高感度PNH型血球検査		
389		CD38マルチ解析		
390		7AAD解析		
391		PHAによるリンパ球幼若化検査		
392		DLST		
393		肺癌ALKタンパク(高感度IHC)		
394		HER2遺伝子(FISH)		
395		胃癌HER2遺伝子(FISH)		
396		IL-6(インターロイキン-6)		
397		IL-10(インターロイキン-10)		
398		ミエリン塩基性蛋白 (MBP)		
399		リン酸化タウ蛋白		
400		タウ蛋白		
401		抗好中球抗体		
402		ミエリン随伴性糖蛋白 自己抗体		
403		TSST-1産生		
404		抗酸菌感受性(4薬剤以上)		
405		抗酸菌感受性(MIC)		
406		トロンボポエチン		
407		水痘. 帯状疱疹ウイルスDNA定量		
408		尿素呼気試験(U) IR法		
409		抗ミトコンドリア M2抗体		
410		クリプトコックス ネオフォルマンス抗原定量		
411		オステオカルシン		
412		セレン		
413		フリーテストステロン(RIA)		

414		IGH再構成 (PCR)		
415		クラミジア トロコモティスIgG, IgA		
416		TRB再構成 (PCR)		
417		TRG再構成 (PCR)		
418		抗GM1 IGG抗体		
419		抗GQ1B IGG抗体		
420		インスリン抗体		
421		梅毒定性 TP抗体 (LA)		
422		蛋白分画		
423		MAJORBCR-ABL1MRNA (IS)		
424		抗GAD抗体 (ELISA)		
425		ループ スアンチコアグulant (PL中和)		
426		抗プロトンポンプ抗体		
427		FTA - ABS IGM		
428		コレステロール		
429		尿中ミオグロビン		
430		好中球殺菌能		
431		好中球貪食能		
432		寄生虫抗体スクリーニング		
433		DMキナーゼ DNA サザン		
434		総分岐鎖アミノ酸/チロシン比 (BTR)		
435		LLA CD45 Tセット		
436		LLA CD45 Bセット		
437		LLA CD45 Mセット		
438		VEGF		
439		流産組織染色体		
440		抗リボソームP抗体		
441		VMA (尿) CRE		
442		HVA (尿) CRE		
443		カテコールアミン3分画 (尿) CRE		
444		クレアチニン (換算用)		
445		HBV (コア/コアプロ)		
446		トキソプラズマIGG抗体アビテイトイ		
447		ハルトネラ属抗体		
448		水痘, 帯状疱疹IGG (EIA) 検診		
449		風疹ウイルスIGG (EIA) 検診		
450		ムンプスウイルスIGG (EIA) 検診		
451		麻疹ウイルスIGG (EIA) 検診		
452		アミロイド β 1-40		
453		アミロイド β 1-42		
454		II 型コラーゲン抗体		
455		抗グリアジン抗体		
456		MAC抗体		
457		IGH-MAF T (14 ; 16) 転座 FISH		
458		CMV核酸検出 (新生児尿)		
459		HBS抗原 (HQ)		
460		IGG4 (LA)		
461		RAS・BRAF遺伝子変異解析		
462		MSI検査 (FFPE)		
463		ROS1融合遺伝子定性 (FFPE)		
464		ROS1融合遺伝子定性		
465		尿中免疫電気泳動		

466		EGFR変異解析 V2.0(血漿)		
467		抗MI-2抗体		
468		抗TIF1- γ 抗体		
469		ラコサミト [®]		
470		FCM白血病リンパ [®] 腫解析		
471		FCM悪性リンパ [®] 腫解析検査		
472		肺癌オンコマイン7CDx(46)FFPE		
473		ハルカ [®] ヤ		
474		キ [®] ヨウキ [®] シハ [®]		
475		カモカ [®] ヤ		
476		オオアワカ [®] エリ		
477		ブ [®] タクサ		
478		ヨモキ [®]		
479		フランスキ [®] ク		
480		アキノキリンソウ		
481		ヘ [®] ニシリウム		
482		クラト [®] スホ [®] リウム		
483		アスヘ [®] ルギ [®] ルス		
484		ムコール		
485		アルテルナリア		
486		カエテ [®] (属)		
487		ハンノキ(属)		
488		シラカンハ [®] (属)		
489		ネコのフケ		
490		ヤケヒヨウヒタ [®] ニ(タ [®] ニ1)		
491		コナヒヨウヒタ [®] ニ(タ [®] ニ2)		
492		ハウスタ [®] スト1		
493		ハウスタ [®] スト2		
494		牛乳		
495		卵白		
496		タラ		
497		ヒ [®] ーナツツ		
498		アーモント [®]		
499		大豆		
500		カンジ [®] ダ [®]		
501		カニ		
502		エヒ [®]		
503		スキ [®]		
504		尿中アミノ酸分析(41種類)		
505		小麦		
506		大麦		
507		エント [®] ウ		
508		ブラジ [®] ルナツツ		
509		イヌのフケ		
510		ミツバチ		
511		スス [®] メハ [®] チ		
512		アシナガ [®] ハ [®] チ		
513		コ [®] ギフ [®] リ		
514		米		
515		ムンブ [®] ス ウイルス (CF)		
516		日本脳炎ウイルス (CF)		
517		コクサツキー ウイルス A群9型 (CF)		

518		マツ(属)		
519		インゲン		
520		ムンプス ウイルス (HI)		
521		風疹ウイルス (HI)		
522		キノシシ		
523		マイコプラズマ ニューモニエ (CF)		
524		マイコプラズマ ニューモニエ (PA)		
525		クラミジア トロコマテイス IGG (EIA)		
526		クラミジア トロコマテイス IGA (EIA)		
527		NK細胞活性		
528		トマト		
529		ニンジン		
530		オレンジ		
531		マグロ		
532		豚肉		
533		ジャガイモ		
534		コナツツ		
535		イチゴ		
536		サケ		
537		コマ		
538		ソバ		
539		ニンニク		
540		タマネギ		
541		エコー ウイルス 7型 (NT)		
542		エコー ウイルス 13型 (NT)		
543		アデノウイルス 1型 (NT)		
544		アデノウイルス 2型 (NT)		
545		アデノウイルス 3型 (NT)		
546		アデノウイルス 4型 (NT)		
547		アデノウイルス 5型 (NT)		
548		アデノウイルス 6型 (NT)		
549		アデノウイルス 19型 (NT)		
550		エコー ウイルス 30型 (NT)		
551		サバ		
552		サリチル酸		
553		アジ		
554		ニコチン酸(ナイアシン)		
555		虫卵(塗抹)		
556		血液疾患G-BANDその他リンパ 性		
557		TARGET TEST CDXシステム(FFPE)		
558		アカシア(属)		
559		ニワトリ羽毛		
560		ヤブカ(属)		
561		牛肉		
562		リンゴ		
563		卵黄		
564		α -ラクトアルブミン		
565		β -ラクトグロブリン		
566		カゼイン		
567		ロブスター		
568		チーズ		
569		鶏肉		

570		キウイ		
571		メロン		
572		マスタート		
573		カ		
574		ヒノキ		
575		タケノコ		
576		サツマイモ		
577		イカ		
578		タコ		
579		イワシ		
580		ユスリカ（成虫）		
581		トロンヒン・アンチトロンヒンⅢ複合体		
582		免疫電気泳動(特異抗血清)		
583		ゾニサミ		
584		ヒトヘルペスウイルス7型DNA 定性		
585		JAK2 V617F遺伝子変異解析		
586		バナナ		
587		セラチン		
588		カカオ		
589		モモ		
590		クルテン		
591		モールドチーズ		
592		マンコ		
593		洋ナシ		
594		アボガド		
595		グレープフルーツ		
596		ホウレンソウ		
597		カボチャ		
598		ラテックス		
599		黄色ブドウ球菌エンテロトキシンA		
600		黄色ブドウ球菌エンテロトキシンB		
601		レプチン		
602		オホムコイト		
603		ヒトヘルペスウイルス8型DNA定量		
604		HCV RNA コアジェノタイプ		
605		BCL6 3Q27転座 (FISH)		
606		HCV抗体(ルミパルス)		
607		ADAMTS13-活性		
608		ADAMTS-13インヒビター		
609		EBウイルス核酸定量(WBC)		
610		TWO-COLOR HLA-DR/CD4		
611		TWO-COLOR HLA-DR/CD8		
612		Nアセチルグルコサミニダーゼ(NAG)		
613		セキセイインコのフン		
614		セキセイインコ羽毛		
615		家兎上皮		
616		ハムスター上皮		
617		アデノウイルス 37型 (NT)		
618		TNF-α (高感度)		
619		25ヒドロキシビタミンD(くる病)		
620		HTLV-I (ATLV) 抗体		
621		脂肪酸分画(4成分)		

622		TWO-COLOR CD4/CD25		
623		脂肪酸分画(24成分)		
624		膝関節液(ELISA)		
625		特異的IGE(マルチアレルゲン)イネ科		
626		特異的IGE(マルチアレルゲン)雑草		
627		特異的IGE(マルチアレルゲン)上皮		
628		特異的IGE(マルチアレルゲン)カビ		
629		MPL・CALR遺伝子変異解析		
630		NUDT15 CODON 139多型解析		
631		抗IA-2抗体(ELISA)		
632		TSBAB(TSHレセプター抗体阻害型)		
633		イクラ		
634		タラコ		
635		ホタテ		
636		アサリ		
637		カキ(貝)		
638		MALT1 18Q21転座(FISH)		
639		ヤマモ		
640		クルマ		
641		スイカ		
642		抗アクトリン4抗体		
643		TSHレセプター抗体(第3世代)		
644		ω-5脂肪酸		
645		Y染色体(FISH)		
646		HPV DNA(16型18型 その他HR)		
647		亜鉛トランスポーター8(ZNT8)抗体		
648		ARA H 2(ヒートショック由来)		
649		便中カルプロテクチン(FEIA)		
650		IGG4(LTIA)		
651		IGG2(TIA)		
652		HBV DNA定量(IU)(リアルタイムPCR)		
653		HIV-1 RNA定量 リアルタイムPCR		
654		IGGサブクラス分画(TIA)		
655		GLY M 4(大豆由来)		
656		HTLV-1抗体(LIA)		
657		メラノーマ PD-L1タンパク(IHC)28-8		
658		百日咳菌DNA		
659		エペロリムス		
660		抗ミュー管ホルモン(AMH)		
661		便処理前α1ATクリアランス		
662		D13S319 DEL(13)(FISH)		
663		PSA F/T比		
664		P-III-P(CLIA)		
665		EBウイルス核酸定量		
666		ペランパネル		
667		フォトグラフ撮影(M)		
668		メタネリン-2分画(尿)CRE		
669		菌株依頼		
670		白血病キメラスクリーニング(定量)		
671		17染色体(PMP22)遺伝子解析		
672		乳癌 PD-L1タンパク(IHC)SP142		
673		サイトメガロウイルス IGM EIA		

674		免疫グロブリン遊離L鎖 κ/λ 比		
675		頭頸部PD-L1タンパク (IHC) 22C3		
676		JAK2V617F遺伝子変異解析		
677		抗酸菌同定(質量分析)		
678		凝固活性第9因子(合成基質)		
679		凝固活性第8因子(合成基質)		
680		抗BP230抗体		
681		オリゴクロナルバンド (IEF)		
682		リコール NSE ELISA		
683		遊離脂肪酸(NEFA)		
684		羊水染色体検査		
685		肺癌 PD-L1タンパク (IHC) 22C3		
686		アンチロンビリンⅢ抗原量		
687		日本脳炎ウイルス(JAGAR株) (HI)		
688		ウイルス分離		
689		ウイルス同定		
690		腭ホスホリパーゼA2 (腭PLA2)		
691		亜硝酸/硝酸イオン		
692		EBウイルスDNA (クオリテイ)		
693		腫瘍随伴性レチノイド自己抗体		
694		HLA-DQB1 (DNAタイピング)		
695		CBFB INV(16), T(16;16) FISH		
696		頭頸部PD-L1タンパク (IHC) 28-8		
697		RUNX1-RUNX1T1 T(8;21) FISH		
698		肺癌 PD-L1タンパク (IHC) 28-8		
699		ペントキシシン3 (PTX3)		
700		13染色体 (FISH)		
701		百日咳抗体 IGA		
702		百日咳抗体 IGM		
703		ヒトインターフェロン γ (EIA)		
704		IL-1 β (インターロイキン-1 β)		
705		シーケンス, SSCP-8		
706		FCM白血病リンパ腫解析(PB)		
707		FCM悪性リンパ腫解析検査(PB)		
708		IGD		
709		電顕病理検査		
710		電顕病理 未保点		
711		DNA 抽出		
712		HTLV-I DNA定量		
713		染色標本返却1		
714		F1CDX がんゲノムプロファイル		
715		BRCA1/2遺伝子検査(乳癌)		
716		BRCA1/2遺伝子検査(卵巣癌)		
717		HU自己抗体		
718		YO自己抗体		
719		白血球中 α -グロコシターゼ		
720		白血球中 α -ガラクトシターゼA		
721		遺伝子トリートメント3		
722		DNA/RNA抽出 ALLPREP (FFPE)		
723		RI自己抗体		
724		抗フォスファチジルエタノールアミンIGG抗体		
725		ALLPREP (FFPE)		

726		BRCA1/2遺伝子検査(膀胱癌)		
727		BRCA1/2遺伝子検査(前立腺)		
728		myChoice診断システム		
729		羊水G-BANDING・FISH		
730		BRCA1/2遺伝子検査(HBOC)		
731		尿中メチル馬尿酸		
732		MAC抗体(抗酸菌抗体定性)		
733		抗カルシオリピンIGG抗体		
734		抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体(C)		
735		抗サイロクログロブリン抗体(CLEIA)		
736		レニン活性(PRA) (EIA)		
737		アルドステロン(CLEIA)		
738		IGF-1 (ソマトメジンC) (ECLIA)		
739		サイロクログロブリン(CLEIA)		
740		肺癌 PD-L1タンパク(IHC) SP142		
741		胃癌PD-L1タンパク(IHC) 28-8		
742		KRAS G12C変異解析		
743		RAS遺伝子変異解析(BEAMING)		
744		HLA-DRB1 (DNAタイピング)		
745		オンコマイン研究用甲状腺癌 FFPE		
746		乳癌PD-L1タンパク(IHC) 22C3		
747		オンコタイプDX膵がん再発スコアプログラム		
748		BRAF V600E遺伝子解析(RSSO)		
749		甲状腺癌オンコマイン2CDX(46) FFPE		
750		肺がんコンパクトパネル (7遺伝子) 研究用		

広島市立病院機構委託契約約款（単価 複数年契約用）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、委託契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 この約款に定める承諾、通知、承認、請求、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（委託業務の公共性の認識等）

- 第2条 受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもつて、委託業務を行わなければならない。

（経費等の負担）

- 第3条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年7月30日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成31年2月1日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、地方独立行政法人広島

市立病院機構（以下「本機構」という。）の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本機構の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(3) 指名停止措置要綱第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの

(4) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

4 受注者は、前項第4号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（法令の遵守）

第5条 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（実施計画書の作成）

第6条 受注者は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、発注者に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（従業員）

第7条 受注者は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させるものとする。

2 発注者は、受注者の従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不適当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（現場責任者）

第8条 受注者は、委託業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現

場責任者を選任するものとする。

- (1) 受注者の従業員の指導監督
- (2) 仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾
- (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(検査等)

第10条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めたときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

(報告義務)

第11条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(実施報告書等)

第12条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、発注者に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託契約金額の支払)

第13条 受注者は、第12条第2項又は第3項の検査に合格したときは、当該履行期間に係る委託契約金額(契約単価に発注数量を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。))の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託契約金額

を支払うものとする。

（予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除）

第13条の2 第13条の規定により発注者が受注者に支払うべき金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。

2 受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

（談合行為等の措置）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。)、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、各年度の支払予定総額(消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の総額。以下同じ。)のうち最高となる年度の契約金額予定総額の10分の2(同項第4号に該当するときは、10分の1)に相当する額を、損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（発注者の解除権）

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎてもその業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第12条第3項の履行がなされないとき。

- (4) 第16条第3項の規定に違反したとき。
 - (5) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 委託業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。
 - (2) 第4条第2項から第4項までの規定に違反したとき。
 - (3) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が委託業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
 - (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
 - イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
 - ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 受注者は、第1項又は前項第2号から第9号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 4 受注者は、第1項又は第2項第2号から第9号までの規定によりこの契約を解除されたときは、委託契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 第1項各号又は第2項第2号から第9号までに掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。
- (解除後の処理)
- 第15条 受注者は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託契約金額相当額を受注者に支払うものとする。
- (契約保証金)
- 第16条 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 受注者がこの契約について履行保証保険契約を締結した場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から1年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の途中で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。

4 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金（履行保証保険契約に基づき支払われる保険金及び前項の規定により受注者が納付した契約保証金を含む。）は、第14条第1項、第14条の2第1項又は第2項第2号から第9号までの規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第16条の2 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第16条の3 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

（発注者による業務の執行）

第16条の4 受注者が、委託業務を履行する見込みがないときその他この契約に定める義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。この場合において、受注者は、損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

（一般的損害）

第17条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）につ

いては、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 17 条の 2 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（遅延損害金）

第 18 条 受注者が、その責めに帰すべき理由により委託契約書に定める履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の履行期間満了の日から第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定による検査の合格の日までの日数 1 日に付き、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託契約金額相当額（消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の総額）として定める額の 1, 000 分の 1 に相当する額とする。

（相殺）

第 18 条の 2 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（契約の変更）

第 19 条 発注者は、受注者が請け負った業務を完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

3 発注者は、第 1 項に定めるもののほか、納入期限、納入場所その他契約に定める条件を、受注者と協議のうえ変更することができる。

（守秘義務）

第 20 条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第 21 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社という。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、受注者は、発注者が様式を指定する「個人情報の取扱いに関する契約書」（以下「取扱契約書」という。）を再委託先と締結し、その写しを発注者に提出すること。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託先と締結した取扱契約書に基づき再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し取扱契約書に基づいて適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはなら

ない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。また、発注者から承諾を得ている場合においても複写の数や複製の数を変更するときには改めて発注者の承諾を得なければならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還、又は引き渡し、若しくは発注者が指定する者の立会いのうえで作業場所の資料を削除するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に事案の発生した経緯、想定される被害状況、情報の管理方法など発注者が必要とする内容を網羅した書面で報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。